

「世界の中の住家」

——アーレント思想における「私有財産」概念の射程——

小森 達郎ⁱ

本稿では、アーレントの「私有財産」論を主題に据え、①近代的な「財産」概念批判の論拠としての「財産」と「富」の概念的峻別、②古代ギリシアにおける「法」概念と「財産」概念の関連性への着目、③「仕事／制作」論における「制作物」の諸特徴をめぐる分析という三つの論点を經由して、彼女が、「世界的」といふべき独自の位相のもとで「財産」概念を捉え直そうとした経緯を追跡した。アーレントにとって「財産」とは、一方で、所有者に「公的領域」で他者から見聞きされるという公示の脅威から守られた安全な「隠れ家」を提供するとともに、他方で、「生活の必要性」やそれに付随した暴力的な「他者支配」の論理を「私的領域」に止めることで、「公的領域」への侵入を防ぐ「防壁」として存立するものである。「財産」を、その「世界的」位相のもとで捉えることで、彼女が見出したのは、たんなる「生活の手段」でもなく、人間の主観的な「有用性」をも「超越」することで、「政治的共同体」の安定的な存立を支える「世界の中の住家」としての固有の存立意義であった。アーレントは、「財産」を所有し一定の「場所」を占有することで、特定の政治体に所属することの意義を強調したが、それは、『全体主義の起原』から『人間の条件』へと至る思想展開の過程で、全体主義体制のもとで露呈した政治体そのものの存立危機や、全体主義体制の崩壊後もなお、資本主義体制のもとで昂進する各人の私的な「居場所」たる「財産」の「収奪」といった問題状況と対峙するなかで彼女によって掘み取られた現代的な課題でもあった。

キーワード：ハンナ・アーレント、私有財産、世界、仕事／制作、法、富

はじめに——問題設定と各節概要

近年の研究史において、アーレントの「私有財産 private property」論は、従来の研究で看過されてきた彼女の「私的領域」概念を、その積極的な存立意義のもとで捉え直すための重要論点として関心を集めている（金刺 1993; Gill 2006; Markell 2011; Klein 2014; Ince 2016; 佐藤 2017; Ballesteros 2018など）。筆者も以前、アーレントが「私有財産」を、「公的領

域」に起因する様々な脅威を遮断し「私的領域」を保護する「防壁」として重視していた点に着目して考察したことがある。「私有財産」に守られることで、「私的領域」とは、「公的領域」で公示されるべきではない人間的な生の在り様を隠し保護することができる「深さ depth」の次元を備えた「隠れ家」となる（HC: 71=105）¹⁾。しかもアーレントは、「公的な現われ public appearance」（HC: 50=82）にふさわしくないものを「私的なもの」として隠し保護することができる「私的領域」に支えられなければ、肝心の「公的領域」でさえも「浅薄なもの shallow」（HC: 71=101）になりかねないことも指摘している。

i 立命館大学 OIC 総合研究機構プロジェクト研究員

それゆえ、「私有財産」論を考察した拙論では、アーレントの思想において「私的領域」論とは、たんに周縁的な論点などではなく、むしろその積極的な存立意義のもとで捉え直されるべき生活空間だということ提起した(井上2017)。

ところで、アーレントは自身の「私有財産」論を、もっぱら『人間の条件』において主題的に論じているが、その際、古代ギリシアの「都市国家 *polis*」にまで遡って「私有財産」を考察している。「私有財産」を論じるために、なぜわざわざ遙か過去の古代ギリシアにまで遡る必要があるのか。むしろその理由を、アーレントのギリシア偏愛という個人的嗜好に求めても彼女の含意は理解できないだろう。本稿ではその理由を次のように理解したい。『人間の条件』で、アーレントが繰り返し言及する「都市国家」なるものは、そもそも歴史的に実在した「ポリス」を意味するものではない。それはむしろ、ポリスをして「自由の空間」たらしめた条件を一連の概念連関のもとで再構成しようとする彼女独自の「理想型」としての「ポリス」なのだ、と。そしてこの「自由の空間」としての「ポリス」を再構成するうえで、「私有財産」概念は——「私的領域」概念とともに——、彼女が組み立てた概念連関のもとで、その不可欠の構成要件として重視されているのである。

それでは、アーレントの「理想型」としての「ポリス」において、「私有財産」概念はどのように位置づけられ、いかなる特質をもつものとして重視されているのか。この問いに応答するためには、「私有財産」概念と、彼女が多義的な意味を込めて呼称する「世界 world」概念との関連性に着目する必要がある。断片的で、しかも唐突に言及するので把握しづらいのだが、『人間の条件』で「私有財産」を論じる際、アーレントは、重要な箇所ですべて「世界」概念と結びつけて論じているからである。「私有財産」とは字義通り、所有者によって私的に占有されるものである以上、本質的に「私的なもの」であるが、彼女は、近代以前の「財産」概念は、政治体との関係性において固有の「世界的な性質 worldly character」

(HC: 70=103) を、とりわけ、所有者に「世界とのつながりを保証する性質 worldly security」(HC: 115=187) をもっていたと指摘している。アーレントが看取した「財産」の「世界」性とはどのようなものなのか。

本稿では、おもに『人間の条件』および独語改訂版の『活動的生』で展開される「私有財産」論に焦点を据え、以下各節で考察する三つの論点を通じて、「私有財産」を「世界的」と言うべき独自の位相のもとで把握したアーレントの思考を追跡したい。第一節では、第一の論点として、「財産」と「富」の概念的峻別を考察する。彼女は自身の「財産」概念を、「富」概念と厳格に区別することで、そこから経済的な含意を除去している。そのうえで両者を混同した J・ロックの「労働所有」論を嚆矢とする近代的な「財産」概念を批判するのである。第二節では、第二の論点として、「財産」と「富」を混同した近代的な「財産」概念に対して、近代以前の「財産」概念へと遡及し、古代ギリシアにおける特異な「法」観念と「財産」概念の関連性に着目したアーレントの議論を考察する。第三節では、第三の論点として、「仕事／制作」論における「制作物」の諸特徴に関するアーレントの分析を整理して提示する。そのうえで第四節では、そうした「制作物」が有する諸特徴をアーレントの「財産」概念に適用することで、彼女が「私有財産」を、「消費」や「使用」といった人間の主観的な「有用性」に還元することなく、その「世界的な位相のもとで理解していたことを示す。本稿は、「世界」概念との関連に着目して、アーレントの「私有財産」論を考察するものであるが、それは「私的領域」の安定的存立を擁護する議論としてのみならず、広義には、「自由の空間」たる「共通世界」の持続的存立を支えるという意味で、彼女の「私有財産」論を、「世界保証」の思想と呼ぶべきアーレント独自の思想を構成する重要論点として定位しようとする試論でもある。

1. 「財産」と「富」の概念的峻別

(1) アーレントにとって「財産ではないもの」とは何か

アーレントの「財産」概念を理解するうえで、まずは、彼女が「財産」とは見なさなかったものが何だったのかを押さえておく必要がある。アーレントにとって「財産ではないもの」とは何か。それは、一言で言えば「富」である。彼女は、「富」概念と厳密に区別することで、自らの「財産」概念を構築しているのである。

「財産」と峻別された「富 *wealth, Reichtum*」とは何か。アーレントは「富」を、「生活の手段」(HC: 64=99) や「収入の源泉」(HC: 66=100) として、具体的には「貨幣」や「商品」といった、実体を伴わない「動産」として理解している。彼女は、「財産」を所有する「自由人 *free man*」であっても、「貧困 *poverty*」に直面することがあったので、生活の必要性を克服し「自由に公的活動を行うこと」を可能にする「私的な富 *private wealth*」が、「公的領域」への参入条件として政治的な意義をもった点は認めている (HC: 64=99)。ただしこの場合でも、「富」とは、あくまでも「自由人」たる市民が、公的生活に参加するための物質的な「手段」にすぎず「財産」のように神聖視されることは決してなかったと指摘する。もしも市民が、公的生活のために「私的な富」を使用したり消費せず、それを蓄積することを選ぶなら、それは「みずから進んで自由 *freedom* を放棄し、奴隷が自分の意に反してならなければならない必然性の召使いになることを意味したのである」(HC: 65=100)。

それでは、「生活の手段」としての「富」とはまったく異なる「財産 *property; Eigentum*」とはなにか。『活動的生』では、「先祖伝来の地所 *angestammten Platz*」という表現に含意されるように、「財産」は、「占有物 *Besitz*」や「富 *Reichtum*」、さらには「資本 *Kapital*」を意味するものではなく、「世界の中で

の一定の場所」と結びついた「不動産」や「家屋敷」として理解されている (Va: 76-77=76)。また、『人間の条件』では、「財産」は、「家の四方を囲む壁 *four walls*」や、「私的に所有された隠れ家 *privately owned place to hide in*」(HC: 71=105) として言及され、そうした「財産」を所有することが意味したのは、「世界の特定の部分に自分の居場所 *one's location in a particular part of the world* をもつこと」だったと述べられている (HC: 61=96)。

注目すべきは、アーレントが自らの「財産」概念から、生産活動や一定の対象物に対する排他的な所有権といった経済的な含意を一切除去している点である。そうした経済的含意は「財産」とは区別された「富」の概念へと集約されることになる。こうして彼女は、「財産」を「富」から概念的に切り離し、その性質上、両者はまったく異なるものであることを強調するのである。つまりアーレントの「財産」概念は、通常その用語で私たちが想定するような何らかの「経済」的含意をもたない概念なのである。それはまた、「財産」と「富」を同一視する近代の「財産」概念に対して、近代以前の「財産」概念へと遡及することで見出されたものであった。S・クラインが的確に指摘するように、アーレントは、近代以前の「財産」概念に着目し、「財産」と「富」を概念的に峻別することで、「財産」を「経済」的位相にのみ還元することなく、「世界」的と言うべき独自の位相において把握しようとしているのである (Klein 2014: 863)。次項でロックの「労働所有」論に対する批判を検討するが、アーレントの見るところ、ロックの議論こそは、「財産」と「富」の本質的相違を考慮せずそれらを混同した近代的な「財産」概念の理論的嚆矢と目されるのである。

(2) ロック「労働所有」論批判——近代的な「財産」概念における「財産」と「富」の混同

『人間の条件』第三章「労働」論で、アーレントは、「労働が最も蔑まれた最低の地位から突然上昇し、あらゆる人間の活動力の中で最高の地位へと目覚まし

い出世を遂げたのは、労働 labor こそすべての財産 property の源泉である、というジョン・ロックの発見に端を発している」(HC: 101=172)と述べ、同章第一五節で、ロックの「労働所有」論を次のように要約している。すなわちロックは、「労働は貧困がもたらす自然で不可避的な結果であって、貧困を廃止する手段ではない」とする伝統的な「労働」観や、「財産の起源は獲得、征服、あるいは原初における共通世界の分割にある」という伝統的な「財産」解釈に異議を唱え、「財産を占有の自然の起源 natural origin of appropriation にまで遡及」して基礎づけようとした。その時に彼が見つけ出そうとしたのは、「世界を占有する活動力 world-appropriating activity」であり、しかもそれは、その私的な性格に議論の余地がないような活動力でなければならなかった。かくしてロックは、「私有財産」の根拠を、「存在するものの中で最も私的なもの」、すなわち、「自分自身のうちにある財産」である「自分の肉体 his own body」に求めた。なぜなら、「肉体とそれにそなわった手や口は、『人類が共有する』ものではなく、個人が私的に用いるために与えられているという意味において、自然が与えた占有のための手段」だからである (HC: 110-1=182-183)。こうしてロックは「人間の肉体の労働こそ財産の起源である」と主張するに至った (HC: 70=104)。彼は「労働所有」論を主張することで、「極貧の人が財産を没収されたあとでも当人に残るものがある」と指摘してみせることで、私有財産の権利のための反論の余地のない基盤を発見した、と信じた」のである (Va: 85=84)。アーレントは、「一六九〇年より以前には、誰も自分の労働で作り出した財産に対して自然の権利があるなどとは考えていなかった。だが一六九〇年以降、この考えは社会科学の公理になった」(HC: 110=234)という R・シュラッターの論述を引用して、ロックの「労働所有」論が提起した近代的な「財産」概念の革新的意義を強調している。

しかしながらアーレントは、ロックの議論では「財産」と「富」が混同されているために、本来彼が正

当化しようとした「財産の私的性質 privacy of property」を擁護する議論としてではなく、それとはまったく異なる「占有の私的性質 privacy of appropriation」を擁護する議論になっていると指摘する (HC: 111=168)。彼女の解釈によると、ロックは、「財産」の起源を人間が自らの肉体を用いて行う「労働」に求めることで、「財産」ではなく「富」の「私的占有」を正当化していることになる。森分大輔が整理するように、アーレントは「財産」を、「増減せず、『耐久性』を有し、一定の『質』を有したものの」として、他方で「富」を、「『労働』が生み出す『消費』物」として区別している。こうした彼女の区別に従えば、「『労働』過程が生み出すものは、『消費』される『富』であって『財産』ではない」と言うことができる (森分 2007: 93)。アーレントにとって、「労働」の生産物とは、まさに「生活の手段」としての「富」に他ならず、それらは本質上、「使用され、消費されるもの」であった。それゆえ、「労働」が生み出す「富」は、いかに大量に生産されようとも「消費」物の集積であり、「耐久性」をもつ「財産」を形成することはありえない。「ありあまるほどの労働の生産物も耐久性をもたないし、それを『蓄積』して財産の一部として維持することはできない。それらは、占有される過程で消費されて消滅していくか、『駄目になる前』に消費されなければ『役に立たずに腐敗』するだけである」(HC: 109=181)。

かくしてロックは、「『寿命の短い事物』しか生産しないという、あからさまな不名誉から労働を救い出す」ために、「腐らせずにもっていることのできる事物」、すなわち「貨幣 money」を導入しなくてはならなかった。だがアーレントからすれば、「貨幣」は、あくまでも一種の「急場しのぎの神 *deus ex machina*」でしかないことは明白だった (HC: 102=173)。彼女も認めるように、「富」は「貨幣」を介して「資本」に転化することで、「個人が一生涯かけても使いきれないほど」の量を蓄積することができる。「富」は、「蓄積の過程 process of accumulation」を経て「資本」という「共通の富 common wealth」

へと転化する性格をもつため、一見するとそれは、「世界」と同様の「永続性」をもつかのように見える。だが「安定した構造がもつ永続性」に支えられた「世界」とは対照的に、「資本の永続性」とは「過程の永続性 permanence of a process」にすぎず、「蓄積過程が働かなければ、富はただちに使用と消費による解体という反対の過程をたどる」しかない。たとえ「貨幣」を介して「富」が「資本」へと転化しえたとしても、それでも「富」が「生活の手段」だということ、つまり「使用」や「消費」による不断の解体を経て最終的には消滅してしまうものであることに変わりはない。それゆえアーレントは、「共通の富は、われわれが共通世界について語るような意味で共通のものになることは決してない」(HC: 69=102)と主張するのである。

「財産」を、「労働」が生み出す「消費」物としての「富」と峻別するアーレントからすれば、「人間の肉体の労働こそが財産の起源だ」というロックの仮説は、「財産」と「富」を混同した議論であり、「歴史的に見れば疑わしいどころではない代物」だと言える(HC: 70=104)²⁾。しかし、ロックの「労働所有」論を契機として、近代の「財産」概念は、「人間の内部、個人がただ死ぬときに失う肉体の中へと場所を移す」に至り、「世界的な特質 worldly character」(HC: 70=103-104)を失ってしまった。ロックの「労働所有」論を嚆矢とする近代的な「財産」概念は、「財産」を、「労働」が生み出す「消費」物としての「富」と同一視することで、「使用」と「消費」に基づく不断の「解体」過程を「財産」に持ち込んだのである。アーレントは、「財産」と「富」を概念的に峻別することで、「財産」を経済的な財や資産の排他的占有と見なす近代的な解釈から自身の「財産」概念を切り離し、近代以前の「財産」概念へと遡及することで、「財産」の本質的意義を見定めようとしたのである。

2. 古代ギリシアの「ポリス」における「財産」概念

(1) 近代以前の政治体における「私有財産」の重視

「財産」を「富」と同一視する近代的な「財産」概念の「無世界」性に対して、アーレントは、近代以前の「財産」概念に着目し、前節で言及したように、「財産」を「世界の中での一定の場所」と結びつけた「不動産」や「家屋敷」として把握する。彼女がそれらを「財産」と見なして重視したのは、なにも「先祖伝来の地所」に対する懐古的賞賛からではない。近代以前の「財産」概念に対するアーレントの関心は、「私有財産」としての「不動産」や「家屋敷」が、近代以前の政治体との関係でもっていた意味を探究することにある。本節では、近代以前の「財産」概念へと遡及することでアーレントが看取した「財産」の本質的意義について考察したい。

アーレントは、「近代以前の政治体における私有財産の扱いを見れば、その存在と重要性が常に意識されていたことが分かる」(HC: 71=106)と述べ、近代以前の政治体において「私有財産」がとりわけ重視されていたことを強調する。彼女は、「私有財産」とは、何よりもまず所有者によって私的に占有されるものである以上、それは「明らかに私的領域に属するもの」であるが、それにも関わらず「政治体にとって最高度に重要な性質をもつもの」(HC: 61=96)でもあると主張する。「古代の政治思想においても、『私的 private』という言葉が財産に関して語られる場合には、剥奪された privative という性格、公的領域一般の反対物という性格は、ほとんど消失している」(HC: 61=95-96)。

なぜ、近代以前の政治体において、「私有財産」は重視されたのか。とりわけ、近代以前の政治体との関係において「私有財産」はいかなる特質をもつか。その理由についてアーレントは、それが、「私的に所有されたものを世界の他の部分、とりわけ共通世界と分けていた境界線 boundaries」を保護したか

らだと説明する。そしてこの「境界線」は「市民の家と庭を囲む塀 fences」でもあったと述べる (HC: 71-72=106)。彼女は、「市民の家と庭を囲む塀」としての「境界線」を保護することで、「私的に所有されたもの」と「共通世界」の存立とともに保証していた点に、近代以前の政治体において「私有財産」が重視された理由を見出している。この論点は、「塀」や「境界」を意味するギリシア人の「ノモス *nomos*」としての「法」観念と「財産」の概念連関に着目した考察として、「私有財産」論が展開される第二章第八節中盤に登場する。以下、項を改めて考察したい。

(2) 「財産」と「法 *nomos*」の概念連関をめぐって

「私有財産」論においてアーレントは、古代ギリシアの「政治的共同体」である「都市国家 *polis*」において、「私有財産」が重視された経緯を論じているが、その際に考察されるのは、「都市国家」における「ノモス」としての「法」と「財産」の関係性についてである。当該箇所が付された脚注で、アーレントは、ギリシア語で「法」を意味する「ノモス *nomos*」が、語義的には「配分する *distribute*、(配分されたものを) 所有する *possess*、住む *dwel*」などを意味する「ネメイン *nemein*」に由来する (HC: 63=137) と言及している。「ノモス」としての「法」と「私有財産」の関連性については、『活動的生』での論述がより明快なので以下に引用する。

私的領域の秘密は、公共性とは関係なく、私的領域の内側は政治的意義をもたない。政治的意義をもつのはむしろ、私的領域の外的形態、つまり内側をかくまうために外から打ち建てられるべきもの、のほうである。公的なものの内部では、私的なものは、境界を引かれ塀で囲まれたものとして現われるのであり、そうした塀 *Zaun* と境界 *Grenze* を保つことが、公的共同体の責務なのである。市民の最も大切な持ち物である財産 *Eigentum* を、隣人の財産から分離し、それとは別のものとして保証するのが、塀と境

目だからである。われわれ現代人が法 *Gesetz* と名づけているものは、少なくともギリシア人の場合、もともとは、境界といったようなものを意味し、つまり大昔には、目に見える境界の塀であった。(Va: 77-78=77)

上記の論述で、アーレントは、「財産」の意味を考察するうえで注目すべきことを三点提示している。それは第一に、市民が所有する「家屋敷」としての「財産」を意味する「私的領域の外的形態」は、「政治的意義をもつ」ものとして重視された点である。近代以前の政治体において、「財産」とは、「公的領域」に対して「私的領域」を「かくまうために外から打ち建てられ」たものであって、それは、「公的なものの内部」にあって、公私双方の領域を分け隔てるものだった。第二に、「財産」とは「市民の最も大切な持ち物」であり、それを触知可能な「塀」や「境界」で囲い込んで保証することは、「都市国家」という「公的共同体」の重要な責務だと見なされた点である。「塀」や「境界」は、何よりもまず市民の「私的領域」を「財産」として保証するために要請されたのである。

さらに第三に、「目に見える境界の塀」という表現が示唆するように、ここでアーレントが、「法」を「制作」と見なすギリシア人の特異な「法」解釈に依拠している点である。ギリシア人にとって「法 *nomos*」とは、「目に見える境界の塀」として、その空間的性格のもとで理解されていた。それは、市民間の「契約」や国家間の「条約」のように「人間と人間の間」に新しい関係性を構築する」という意味で政治的な「活動」を意味したローマの「法 *lex*」概念と著しい対照をなすものである。立法行為をすぐれて政治的な行為だと理解していたローマ人とは異なり、ギリシア人にとって「法」とは「活動 *action*」ではなく「制作 *production*」によって生まれるものだった。つまり、ギリシアの「法」とは、「言葉」と「活動」を通じて「人間と人間の間」に生起するものではなく、むしろ本来的に、都市の設計者や建築家

である「立法者 *nomothetes*」によって策定され建てられる「城壁 *city wall*」を意味するものだったのである。しかもこの「立法者」は、「ポリスの市民である必要すらなく」、「外部から雇われても構わない」存在だと見なされたという。「法」をこのように理解したギリシア人にとって重要だったのは、「境界を定めること *marking of borders*」であり、ローマ人が考えたように「結びつきや連携を形成すること」ではなかった。なぜなら「立法者」の「制作」物である「法=城壁」に囲い込まれることではじめて、「その内側に多数の人間が自由に動き回るリアルな政治的領域が創られる」からである (PP: 178-183=210-214; WP: 109-112=92-95)。政治体としての「都市国家 *polis*」の創設という真に政治的行為は、「立法者」による「ノモス」としての「法」の「制作」が終わったあとで始まるのである³⁾。

古代ギリシア的な「ノモス」としての「法」概念との関連において、アーレントが「財産」に看取したのは、人間事象の領域を安定させる様々な「境界線」の一つとしての「財産」の存立意義であった。彼女は、「私有財産を取り囲んでそれぞれの家の境界を定める塀 *fences*、人びとの肉体の独立を保護し、かつ可能にする領域的な境界 *territorial boundaries*、そしてその政治的存在を守り、かつ可能にする法 *laws* は、人間事象の安定にとって死活的に重要である」と強調する。なぜなら、「人間事象の領域で行われる様々な活動力からは、こうした制限し保護する原理 *limiting and protecting principles* は生じえないからである」(HC: 191=343)。「財産」は、「家の境界を定める塀」を介して、「都市国家」という「公的共同体」の中に現われる。『人間の条件』新版訳者の牧野雅彦が指摘するように、「家屋と敷地の四方の壁」としての「私有財産」は、「私生活を保護する障壁」であるとともに、「家と家の間に成立する公的空間を支える実体的な基盤」だった (牧野 2023: 586)。アーレントは、古代ギリシアの「ポリス」における「財産」概念が、「ノモス」としての「法」概念を介して、「私的領域」と「公的領域」の「境界」に位置

づけられ、双方の空間を「制限」とともに「保護」した点に政治的な意義を見出したのである。古代ギリシアにおいて、「私有財産」を擁護することは、公私の区分を尊重し「都市国家」という「政治的共同体」の存立を守ることと同義だったのである。

3. アーレントの「仕事／制作」論 ——「制作物」の諸特徴

本節では、『人間の条件』第四章の「仕事 *work* / 制作 *fabrication*」論⁴⁾を検討し、その生産物である「制作物 *human artifice*」がもつ主要な特徴を検討する。そのうえで、次節において、「制作物」が有する諸特徴をアーレントの「財産」概念に適用することで、彼女が「私有財産」を、「消費」や「使用」といった人間の主観的な「有用性」に還元することなく、その「世界的な位相のもとで把握していた経緯を明らかにしたい。もっとも、アーレント自身は、おもに「公私区分」論の観点から「私有財産」論を考察しており、自らの「財産」概念を、「仕事／制作」論と明示的に関連づけて論じているわけではない。

しかしながら、「財産」概念と「仕事／制作」論との関連性に着目する近年の解釈 (Markell 2011; Ballesteros 2018) が示唆するように、二つの議論には密接な概念連関があると言える。前節までの議論から、アーレントの言う「財産」が、「労働」の産物でないこと (それは「財産」とは区別された「生活の手段」としての「富」である)、そして「財産」とは、「消費」物とは対照的に、一定の「永続性」と「耐久性」を備えた「制作物」だと理解できることは明らかであろう。「世界 *world* という観点から見れば、その永続性 *permanence* と耐久性 *durability* を保証するのは、仕事 *work* の産物であって労働 *labor* の産物ではない。この永続性と耐久性がなければ、世界はまったく存在できないだろう」(HC: 94=164)。ここまで度々強調してきたように、アーレントの「私有財産」論の独自性は、「財産」概念を「世界的な位相に着目して把握する点にあるが、彼女がそうし

た視点を獲得しえた背景には、「仕事／制作」論で展開された「制作物」をめぐる一連の分析が深く関連していると考えられる。アーレントは、「仕事／制作」という人間の活動力が作り出す「制作物」に、①「耐久性」と「永続性」、②人間と事物の間に「客観的」な関係性を創出する「介在物」としての特質、③有用性からの「超越」という三点の重要な特徴を見出している。彼女は、こうした諸特徴をもつ「制作物」が、その総体として、それらを作り出した人間の「主観的」な欲求や欲望と「客観的」に対峙することで、「安定性」と「堅固さ」を兼ね備えた「事物の世界」を構成する点を重視している。本節ではこれら三点の特徴を順次検討したい。

(1) 「制作物」の特徴①——「耐久性」と「永続性」

「制作物」の特徴として第一に挙げられるのは、それらが「耐久性」と「永続性」をもつという点である。これは、「労働」の産物である「消費」物との対比において理解しやすい点であろう。「仕事／制作」によって作り出される「制作物」として、アーレントが具体的に例示するのは、衣服や靴、テーブルや椅子、ベッドなどといった「使用対象物 use objects」であるが、彼女は、こうした人間の「使用対象物」となる多様な「制作物」を作り出す能力をもつ人間のことを、「工作人 *homo faber*」と呼び、『「工作人」の仕事 work である制作 fabrication の本質は『物化 reification』にある』と述べる (HC: 139=256)。その際、アーレントは、「仕事と労働が違うように、物の使用と消費は同じではない」ことに注意を促している (HC: 137-138=254)。たとえば、衣服や靴は、使用者の肉体との接触があまりにも密接であるため、「使用とは緩慢な消費にほかならない」と捉えられがちだが、それらはたとえ持ち主に使用されようとされまいと、一定期間、人間の「世界」に留まり続けることができる。これらの「制作物」は、対象物の解体が本質的に含意されておらず、それゆえ「一度生産されればそのまま〔人間の世界に〕存続する」ことができるものである (HC: 138-139=254-255)。

このようにアーレントは、「仕事／制作」の産物である「制作物」が、「労働」の産物である「消費」物とは対照的に、それに固有の「耐久性」と「永続性」を兼ね備えた「事物 things」や「対象物 objects」であることを強調するのである。

アーレントが、「制作物」の特徴として、「耐久性」や「永続性」を見出すのは、そうした「制作物」が、「世界の事物 things of the world」を構成し、「人間の生を安定させる役割」(HC: 137=253)を果たすと理解するからである。彼女によると、「工作人」が果たすべき目的とは、「世界を建設すること building a world」、すなわち「死すべき存在としての人間に、より永続的で、より安定した住み家を提供する」(HC: 152=270) ことにある。「世界」を構成する「事物」の「客観性 objectivity」は、「その作り手にして使い手である人間の貪欲な要求や欲求に対抗し、『対峙して』、少なくともしばらくの間は持ちこたえることができる」(HC: 137=253)。アーレントは、こうした「安定性 stability」と「堅固さ solidity」を兼ね備えた「制作物」に囲まれていなければ、「人間という不安定で死すべき生き物は安心できる住家 house を得ることができない」と強調する (HC: 136=252)。人間の生とは、「世界を形成する営み world-building」であるかぎり、それは「絶えざる物化の過程 process of reification」という特徴をもつ。そして「人間の世界のリアリティと信頼性」とは、なによりもまず「それを作り出した活動力より長く持続する事物、潜在的には作り手の生命よりも永続しうるような事物にわれわれが取り囲まれているという事実」に依拠するのである (HC: 95-96=166)。このように、「制作物」は固有の「耐久性」をもつがゆえに、人間の要求や欲求といった主観性に対峙して一定期間「世界」の中に存続しうるという「永続性」をもつ。「耐久性」と「永続性」を備えた「制作物」はその総体として、死すべき人間にとっての「住家」——「耐久性のある事物の世界 world of durable things」(HC: 94=164)を形成するのである。

(2) 「制作物」の特徴②——「介在物」としての特質

第一の特徴とも関連して、第二に挙げられるのは、「制作物」が「介在物」という重要な特質をもつという点である。「制作物」からなる「耐久性」のある「世界の事物」は、人間の手によって作り出され、人間の生に緊密に関与するがゆえに、人間と「事物」の間、もしくは人間と人間の間に関在し、人間の生を条件づける「介在物 in-between」にもなる。「仕事／制作」の産物である「制作物」の大半は、おもに人間の主観的な欲求や欲望に応えるべく作り出された「使用対象物」であるが、人間は、「それらの事物を使用することで、……〔中略〕……この世界に慣れ親しんでいく」ことができる。「制作物」は、「人間と人間の間だけでなく、人間と事物の間の交わりの習慣を形成することで、世界をわれわれに親しいものにしていく」のだ (HC: 94=164)。「制作物」からなる「世界の事物」は、それが「耐久性」と「永続性」をもつがゆえに、「制作物」の使用者である人間の主観的な欲求や欲望と対峙することができ、人間と人間の間、そして人間と事物の間に「客観的」な関係を生み出す「介在物」になるのである。このようにアーレントは、人間が「介在物」たる「制作物」によって「条件づけられた存在 conditioned beings」であることを強調する。人間が「活動的生活 *vita activa*」を営む「世界」とは、「人間が自らの活動力で作り出した事物でできている」が、これらの「事物」は、「作り手である人間を絶えず条件づけてもいる」。つまり、「人間が生きていくうえで触れたり、人間の生活に深く関わったりした事物はただちに人間の存在の条件となる」のである。「もしも、事物が人間存在を条件づけるものではないとしたら、事物は関係のないがらくたの山、非世界 non-world だろう」 (HC: 9=27)。

「世界の事物」がもつ「介在物」という特質については、彼女の有名な「共通世界としての公的領域」に関する以下の論述にも明確に提示されている。

……「公的」という言葉は、世界そのものを意

味している。私的に所有された場所 our privately owned place とは区別された、われわれすべてに共通する場 common to all of us としての世界である。こうした意味における世界は、地球や自然のような、人間が動く空間や有機的生命の一般的条件とまったく同じではない。むしろ、それは人間が人為的に作り出したもの、人間の手になる制作物 fabrication of human hands や、人間が作り出した世界 man-made world にともに住む人々の間で生じる事象と関連している。この世界でともに生きることは、ちょうどテーブルがそのまわりに座を占める人々の間にあるように、事物の世界 world of things が彼らの間にあることを意味している。人々の間に存在するあらゆる介在物 every in-between と同様に、世界は人々を結びつけると同時に隔っているのである。(HC: 52=85)

アーレントの「共通世界」論では、「公的領域」における「活動」を通じた行為者の開示 disclosure of the subject や、人間関係の「網の目」“web” of human relationships の形成という論点が注目されがちだが、そうした「活動」が生み出す触知できない「主観的な介在物 subjective in-between」の基底には、「物理的な世界の介在物 physical, worldly in-between」から構成される「事物の客観的世界 objective world of things」という位相が存在する (HC: 182-183=332)。上記論述で、「テーブル」の事例を用いて彼女が主張するのは、人びとを「結びつけると同時に隔て」もする「介在物」としての「制作物」がもつ特質である。アーレントは、「世界の事物」がもつ「介在物」としての特質、すなわち、「人々の間に存在するはずの世界が彼らを集め、互いに関係させるとともに離しておく力」が失われた点に、「大衆社会」の深刻な問題を見出している。「大衆社会」状況における人間関係の異様さは、「テーブルのまわりに集められた人々の前で、突然、ある種の奇術によってテーブルが消えて」しまった状況に喩えられる

(HC: 53-54=85-86)。人間を条件づける「客観的」な「介在物」としてのテーブルを、突如として失った人びとは、他者との間に何か実体的な「事物」を通して互いに隔てられたり、結びつけられたりするような「客観的」な関係をもはや見出せない。「共通の世界の事物によって他者と結びつけられると同時に隔てられていることによって生まれる『客観的』関係“objective” relationshipを剥奪」され、「それによって保証されるはずのリアリティ」(HC: 58-59=93)を喪失することで、他者との間に有意義な関係性を見出せなくなる「孤独の大衆現象 mass phenomenon of loneliness」(HC: 59=93)の発生こそ、彼女が「大衆社会」に見出した危険な兆候であった。

(3)「制作物」の特徴③——「有用性」からの「超越」

「制作物」の特徴として第三に挙げられるのは、それらが人間の使用や消費の手段としての「有用性」という基準を「超越」するという点である。アーレントの「仕事／制作」論の末尾では、「厳密な意味で何の効用もなく、その上、唯一無二の性格ゆえに交換もできず、貨幣のような共通分母による比較を拒む対象物」⁵⁾である「芸術作品 work of art」に関する議論が展開される。「芸術作品」は、「通常の事物の使用の場面」や、「日常生活の切迫した必要や欲求」から切り離して、「世界の中のしかるべき場所を与えなければならない」(HC: 167=288)ため、「有用性」という観点から見れば、その「無用性 uselessness」だけが際立つが、彼女は、人間による「使用」を免れるからこそ、時代を超えて存続しうる「芸術作品」の高度な「永続性」の意義を強調する。「書物や絵画や彫像や譜面のような具体的な形あるもの」としての「芸術作品」ほど、「事物の世界の耐久性を純粹かつ明瞭に現わすものはない」。そこに示されているのは、「死すべき人間がその手で成し遂げた不死なる何物かが、具体的な形をとって、光り輝いては見られ、響いては聴かれ、語られては読まれるのである」(HC: 167-168=289)。

こうして、アーレントの「仕事／制作」論は、あらゆる「制作物」のなかでもっとも「永続性」をもつ「芸術作品」の意義を強調することで一連の議論が締めくくられるように見える。たしかに、この後で彼女は、「芸術作品」の直接的な源泉とは「人間の思考能力 human capacity for thought」(HC: 168=289)にあると指摘し、「思考」と「芸術作品」の関連性について考察を進めていく⁶⁾。だが、そうした議論を経た末に、アーレントが強調するのは、「芸術作品」がもつ高度な「永続性」ではなく、「使用対象物」も含めた「制作物」全般の「現われ」という論点である。それは、「有用性 usefulness」からの「超越 transcendence」として次のように論じられる。

存在するものすべては現われなければならない、それ自身の形をもたなければ、何ものも現われることはできない。どんな事物も、使用のための機能を越えた何かをもつ。その超越 transcendence, その美しさや醜さは、公的に現われて appearing publicly なされる評価と等しいのである。そうした観点から見れば、すべての事物はひとたび完成されれば、真に世界的な実在物 worldly existence として、すでに純粹な手段の領域 sphere of pure instrumentality を超越している。事物の優劣が判断される基準は、決して単なる有用性 usefulness ではない。(HC: 173=296-297)

この「仕事／制作」論末尾での論述は、P・マルケルが鋭く指摘するように、「制作物」に関する彼女の思考にある種の「転回」が生じたことを示唆するものだと言える。つまり、「芸術作品」の分析という局面に至って、アーレントは、「使用対象物」にも存在するはずの「事物の現われという位相 dimension of appearance」を、それまで自身が軽視していたことに気付いたのである (Markell 2011: 33)⁷⁾。彼女は、あらゆる「制作物」は、ひとたび完成されれば、「世

界的な実在物」となることを強調する。「芸術作品」に比べれば、ほんのわずかな「永続性」しかもたない「使用対象物」であっても、「工作人」によって形を与えられ「世界」にその姿を「現わす」ことで、それらはすべて「単なる消費のための生産物の機能性」や「使用のために作られた対象物の有用性」を「超越」する(HC: 173=296-297)。ここでアーレントが見据えているのは、「消費」や「使用」といった人間の主観的な欲求や欲望から「超越」した「世界的な実在物」としての「制作物」の位相である。「事物の世界」が、「死すべき人間たちの住家 home for mortal men」(HC: 173=297)になるのは、まさに「制作物」が「有用性」からの「超越」という特徴を備えるからである。それは「人間の生活と諸活動の絶えざる変動を耐えしのぎ、それを越えて存続する安定性」(HC: 173=297)をもつのである。

4. 「私有財産」の存立意義

——「世界の中の住家」

(1) 「財産」の「不動性」

前節では、アーレントの「仕事／制作」論を検討し、「労働」の産物である「消費」物とは異なる「制作物」がもつ主要な特徴を三点に整理して提示した。ここで析出した三点の特徴は、実体的で「耐久性」のある「制作物」の一つと目されるアーレントの「財産」概念にも適用することができるものである。本節では、「制作物」が有する諸特徴を、彼女の「財産」概念に関連づけて考察することで、アーレントが見出した「私有財産」に固有の存立意義を明らかにしたい。

「制作物」の特徴として第一に挙げた「耐久性」と「永続性」が、「財産」にも備わっていることは、これまでの議論でも明らかであろう。この点に関連して、アーレントは、古代ギリシアにおける「私有財産」の特徴として、その「不動性」を強調する。その際に、F・クーランジュの『古代都市』から引用して、「財産」とは、「私的に所有された世界の一部

piece of privately owned world」であり、それを「所有する家族 family と完全に一体のもの」(HC: 61=97) だったが、それにもかかわらず、「財産」は「家族に帰属するもの」ではなく、むしろ反対に「家族のほうに属し、属は土地に属する」ものだったと述べている。「財産はそれが付属する竈や墓のように動かすことはできない immovable。過ぎ去っていくのは人間の方なのである」(HC: 61-62=136)。「財産」は、所有者とその家族によって私的に占有されるものであるが、それ自体は「世界」における不動の「場所」として、「耐久性」と「永続性」を兼ね備えた「制作物」として存在するものなのである。

(2) 「介在物」としての「財産」

——私的な「隠れ家」と公的な「防壁」

それでは、「耐久性」と「永続性」を備えた「財産」は、人間と人間の間、そして人間と事物の間で「客観的」な関係を生み出す「介在物」としてどのような役割を果たすのか。第二節で論じたように、アーレントは、古代ギリシア的な「ノモス」としての「法」概念との関連で、「財産」の「政治的意義」を捉えようとしていた。先に「ノモス」としての「法」と「私有財産」の関連性について、『活動的生』から引用したが、『人間の条件』では、同箇所は次のように述べられている。

都市にとって家の内部の領域は隠されたままで、いささかの公的意義ももたないが、その〔私的領域の〕外面的な現われ its exterior appearance は都市にとっても重要な意味をもつ。それは家と家を区別するための境界線 boundaries という形で都市の領域の内部に現われる appears in the realm of city。法 law というものは、もともとはこの境界線 boundary line のことだった。古代において、法は実際の空間、私的なものと公的なもの間にある一種の無人地帯 no man's land であり、これが公私双方の領域を保護すると同時に、互いに分け隔

てていたのである。(HC: 63=97-98: []) は筆者補足)

ここで注目したいのは、アーレントが、「私的領域」の「外面的な現われ」は、市民の住まう家々を区別する「境界線」を介して、「都市の領域の内部に現われる」と述べている点である。「境界線」としての「法」に関連づけられて、「都市国家」に住まう市民それぞれの「私的領域」を囲い込む「塀」や「境界」として都市の内部に「現われ」るものこそ、「私有財産」だと言える。「財産」とは、「家族」が住まう家屋や不動産である以上、「明らかに私的領域に属するもの」であるが、それが「政治体にとって最高度に重要な性質をもつ」(HC: 61=96)ものだと見なされたのは、「ノモス」としての「法」と結びついて公私双方の領域を分け隔てる「境界線 boundaries」——「市民の家と庭を囲む塀 fences」(HC: 71-72=106)を構成するからにはほかならない。つまり「財産」は、所有者と政治体、双方の間で「客観的」な関係を取り結ぶ独自の「介在物」なのである。

まず「財産所有者」の側面から見れば、「私有財産」は、その所有者に「隠れ家 hiding place」, すなわち「共通の公的世界 common public world から隠れる安全な場所」を提供する。アーレントは、「四方を家の壁に囲まれた空間だけが、共通の公的世界で行われていることから離れるだけでなく、公的な光にさらされて見られたり聞かれたりする危険から逃れることのできる場を与えてくれる」と指摘する(HC: 71=105)。他者からの干渉や侵害といった「共通の公的世界」からもたらされる脅威を遮断し、「私的領域」の不可侵性を保護するために「唯一有効な方法」とは、「私的に所有された隠れ家としての私有財産 private property, a privately owned place to hide in」を確保することだと、彼女は強調するのである(HC: 71=105-106)。

他方で「政治体」, すなわち「共通の公的世界」の側面から見れば、「私有財産」は、「私的領域」を特徴づける生活の「必要性 necessity」, 典型的には「労

働」と「消費」という個体の生命維持に駆動された活動力を、「私的領域」の内部に留め「共通の公的世界」へ侵入するのを防ぐ堅牢な「防壁」と見なしうる。アーレントは、古代ギリシア人が、「家という領域 household sphere」を、なによりもまず「欲求や必要に迫られた共同生活の場」, 「生活の必要性があるゆる活動力を支配する」空間として特徴づけていた点を指摘する(HC: 30=60)。それゆえギリシアの哲学者たちは、「私的領域」を特徴づける「必要性」は、「政治以前の現象として、私的な家の組織に特徴的なもの」であり、たとえば奴隷を支配することは、「必要性を克服して自由になるための唯一の手段」だと考えられたため、この「私的領域」でのみ「強制」と「暴力」が正当化されたと述べる(HC: 31=61)。「財産」は、「必要性」と結びついた人間の活動力と、それに不可避免的に付随する「強制」や「暴力」といった「他者支配」の論理が、「私的領域」を超えて、「共通の公的世界」, すなわち「ポリス polis」という「自由の領域 sphere of freedom」(HC: 30=60)へと侵入するのを防止するために有効な手段だった。このようにアーレントは、「財産」を、一方で、市民に「隠れ家」を提供するとともに、「必要性」や「暴力」を伴う「他者支配」の論理が、「共通の公的世界」へと侵入するのを防ぐ「防壁」だと捉えている。かかる「客観的」な関係性を「財産所有者」および「政治体」の双方と取り結ぶ「介在物」としての特質こそが、多様な「制作物」のなかでも際立つ「財産」の政治的な意義なのである。こうした「介在物」としての「財産」に保護されることで、「私的領域」は、別の著作で用いられる彼女の印象的な表現で言えば、「世界の中の住家 worldly home」(WF: 146=199)になるのだ。

さらに言えば、「財産」は、「財産所有者」と「共通の公的世界」との間であって、両者を関連づけるとともに隔てもする「介在物」である。なぜなら——この点もP・マルケルが巧みに論じているが——、「財産」という市民それぞれの家を囲い込む「壁」の外側が、他者に触知可能な実体的な形態をとって、都

市の領域の内部に「現われ」、公的に見えるものであるとすれば、「この壁を通過する人間も——自分の私的な居場所を離れてポリスに参入した家長としての市民がまさにそうであるように——公的に見える存在になる」からである (Markell 2011: 26)。つまり、ある人物が「市民」であるとの市民たちから認められたのは、彼が「共通の公的世界」である「ポリス」に「現われ」ることができたのみならず、彼が「財産所有者」として、「ポリス」での「活動」を終えた後も、そこへと退くことができる自分の「居場所」も確保していたからである。その意味で、たとえば、「生活の手段」である「富」を有り余るほど「占有」していても、奴隷のように、「自分自身の私的な居場所 private place of one's own をもたない者は、もはや人間ではないことを意味したのである」(HC: 64=98)。ここでアーレントは、「財産所有者」として政治体の中に自分の「居場所」をもたなければ、「ポリス」で「活動」する「自由な市民」とは見なされなかったことを指摘しているのである。

(3) 「有用性」を「超越」する「財産」の存立意義

さらに、「制作物」の特徴として挙げた第三の点、すなわち、人間の使用や消費の手段としての「有用性」を「超越」という点については、「財産」概念と関連づけることでどう解釈できるだろうか。先述した「不動性」や、「介在物」としての特質などから、「財産」が、「制作物」の作り手である人間の主観的な「有用性」という判断基準を「超越」するものだと理解できるが、ここではおもに、「財産」の獲得およびその保証という論点に関するアーレントの論述と関連づけて検討したい。

第一節で考察したロックの「労働所有」論批判からも、彼女が言う「財産」が、「労働」という人間の活動力に基づくものではないと解釈できるが、それでは「財産」とはいかにして獲得されるものなのか。それについてアーレントは、「財産」とは、まさに特定の政治体に所属することによってその構成員に保証されるものだと応じている。引き続き古代ギリシ

アの「都市国家」を範例としつつ、彼女は、「財産」を所有することは「政治体に所属すること to belong to the body politic」と同義であり、「財産所有者」である「家長」は、たとえ貧困に陥ったとしてもそれを理由に「世界の中の居場所」たる「財産」と、この「居場所と結びついた市民権」を剥奪されることはなかったと論じる (HC: 62=97)。ここでアーレントが強調しているのは、「財産」を所有することが、その所有者に「市民権と法の保護 citizenship and the protection of the law」(HC: 62=97)を保証したという点である。つまり、「財産」を所有することが、「市民権」をもち政治体に所属することと同義だった点に、人間の主観的な「有用性」を「超越」した「財産」の存立意義が見出されるのである。

さらにアーレントは、「財産」の所有が、政治体によって法的に保証されるべき「市民権」であった以上、「財産」の分配がきわめて政治的な問題であったことも論じている。彼女は、「都市国家の法 law of the city-state」とは、「政治的活動 political action の内容」でもなければ、「現代の法がいまだに依拠している『汝何々をするなかれ』という十戒のような禁止事項のカatalogue」でもなく、それは「文字通りの意味での壁 wall」だったと指摘する (HC: 63-64=98)。そのうえで、この「壁としての法 wall-like law」なくして「政治的共同体としての都市」は存在しえず、それゆえ「法」は神聖視されたと述べるが、その際に「しかし、囲い込みだけは政治的であった but only the inclosure was political」と強調する。「囲い込みがなければ公的領域 public realm が存在できなかったように、財産を囲い込む塀 fence がなければ一片の財産 piece of property もありえなかった」(HC: 64=98)。ここでアーレントは、「壁としての法」を作ることそれ自体ではなく、この「法」によって「都市国家」の領域内部を公私双方の空間へと「囲い込み」、分け隔てることが「政治的活動」だったと論じるのである。「都市国家」の領域全体を画定する「壁としての法」は、もっぱら部外者である「立法者」の「仕事/制作」に委ねられたが、「法」によって確

立された「都市」の内部にある一片の土地や家屋を「塀」で「囲い込む」ことは、そこに住まう市民たちによる「活動」の対象だったのである⁸⁾。だれに「財産」を分配するのか——「都市国家」の領域内部にある特定の場所を私的に占有する権利をだれに認めるのか——は、その所有者を「財産所有者」、すなわち、「政治的共同体」たる「都市国家」に所属する「市民」として法的に承認することを意味した以上、すぐれて政治的な問題だったのである。

古代ギリシアの「都市国家」で「財産」を所有することは、「市民」として「政治的共同体」に所属することを意味したのであり、それゆえ「財産」は、所有者に「世界とのつながりを保証する性質 worldly security」(HC: 115=187)を有していた。アーレントは、「労働者 laborers や職業人 jobholders の社会」とは異なり、「財産所有者 property-owners から構成される社会で人々の関心や配慮の中心を占めるのは、依然として世界であって、自然の豊饒さでも単なる生活の必要性 necessity of life でもない」ことを強調する (HC: 115-116=187)。「労働者」や「職業人」とは異なり、アーレントにとって「財産所有者」とは、「生活の必要性」やさらなる「豊かさ」を実現するための手段として「財産」を「富」へと解消することなく、自らの有限な一生を超えて次世代の所有者へと継承されるべきものとしてその存立を気遣うことで、人間の生を条件づけるとともに「活動的生活」の舞台である「世界」の存立も配慮することができる存在として捉えられているのである。

結びにかえて

本稿では、アーレントの「私有財産」概念を主題に据え、「私有財産」をめぐる彼女の議論を三つの論点に着目して考察することで、アーレントが、独自の「財産」概念を彫琢していた経緯を追跡してきた。最後に、本稿での考察の結論として以下三点の主張を提示したうえで、今後の課題についても言及することで議論を締めくりたい。

本稿の結論として第一に挙げたいのは、アーレントが「財産」を、通常私たちがその用語で想定するような「経済」的位相にのみ還元することなく、「世界」的と言うべき独自の位相において捉えていたという点である。彼女は「財産」を、人間によって抱かれた何らかの主観的な欲求や欲望を実現するための「手段」と見なすことを拒み、むしろ、そうした人間の視点に基づいた「有用性」という判断基準をたえず「超越」する点に「財産」の「世界」的な存立意義を見据えていた。アーレントにとって、「私有財産」とは、「耐久性」と「永続性」を兼ね備えた「世界の中の住家」である。それは一方で、所有者に「公的領域」で他者から見聞きされるという公示の脅威から守られた安全な「隠れ家」を提供するとともに、他方で、「生活の必要性」やそれに付随した「暴力」的な「他者支配」の論理が「公的領域」へと侵入することを防ぐ「防壁」として存立するものである。公私双方の領域の間に屹立し、両者を「制限」し「保護」することで「政治的共同体」の安定的な存立を支えていた点に、アーレントは「財産」の政治的な存立意義を見出したのである。

第二に挙げたいのは、「世界の中の住家」として「財産」を所有することは、所有者を「政治的共同体」に所属する「市民」として法的に承認することを意味しており、きわめて政治的な問題だということを、アーレントが強調していた点である。古代ギリシアの「都市国家」という「政治的共同体」と「財産」の関係性をめぐる一連の考察で、彼女が主張したのは、「財産」を所有し一定の「場所」を占有することを通して特定の政治体に所属することの意義であった。しかもそれは、彼女の古代ギリシア憧憬に由来するものなどではなく、『全体主義の起原』から『人間の条件』へと至る思想展開の過程で、国民国家の崩壊から全体主義体制成立の経緯で露呈した政治体そのものの存立危機や、全体主義体制の崩壊後もなお、資本主義体制のもとで昂進する各人の私的な「居場所」たる「財産」の「収奪」といった問題状況に対峙するなかでアーレントによって掴み取られた

すぐれて現代的な課題だったのである (Canovan 1992=2004 ; 篠原 2011 ; 高橋 2013)。

上記第二点と関連して第三に挙げたいのは、「財産」として「世界」の中に自分の「居場所」をもつことの困難についてである。アーレントが、遙か過去の古代ギリシアの「都市国家」にまで遡って「私有財産」の意義を見定めようとしたのは、いかなる形態であれ、何かしら実体的な「財産」を確保し自分の「居場所」をもつことが、人間が「自由」な存在として「世界」の中で生きるために不可欠の条件だということを強調するためであった。それは、ナチスによるユダヤ人迫害によって母国ドイツを追われ、異郷の地アメリカで新たに自分の「居場所」を見つけ出さねばならなかった自身の経験とも相まって、アーレントにとっても切実な問題として理解されていたはずである。若き日のアーレントが直面した苦境からおよそ一世紀を経た今日においても、世界各地で続発する戦争や内紛に伴い急増する難民や、経済格差や貧困の際限ない拡大再生産の中で生み出された不安定雇用者（「プレカリアート」）やホームレスといった「居場所なき人びと」の存在が赤裸々に示すように、自分の「居場所」をもつことの困難は些かも減じてはおらず、むしろ状況は深刻さの度合いを増しているときえ言える。佐藤和夫も、「私有財産」をめぐるアーレントの危機意識に共鳴しつつ、「安心して暮らせる住宅を保障されることは、人間の『私的所有』権の最たるもの」であると指摘したうえで、「居住権」を中心とした「生活権の保障、安心して暮らせる生活次元の確保」のためには、「生活権」を破壊する諸力に抵抗する社会的実践のみならず、「それが何よりも権利として法的に保障されなければならない」（佐藤 2017: 260-261）ことを強調している⁹⁾。現代社会の「居場所なき人びと」にとって、古代ギリシアの「都市国家」の「市民」が享受したような「先祖伝来の地所」や「家屋敷」など望むべくもないとしても、何者にも侵犯されず収奪されることのない自分の「居場所」を保証されることが、そこを根拠として人間関係の「網の目」を紡ぎ出し「世

界」の中で生きていくうえで、不可欠の「人間の条件」だということは言を俟たないだろう。

本稿では、アーレントの「財産」概念をその「世界的位相」に着目して考察することを主題としたため、彼女が考察する近代以降の「財産」概念の展開について論じることができなかった。アーレントは、近代以降の「財産」概念を、「社会的な富」や、「財産収奪 expropriation」、さらには「世界疎外 world alienation ; Weltentfremdung」といった注目すべき諸概念を用いて批判的に論じている。たとえば、『人間の条件』第六章第三五節では、宗教改革後の教会財産の没収に伴う偶発的な事態だった「農民の土地収奪 expropriation」とその結果である「労働貧民 labouring poor」の大量出現という歴史的展開を、「財産」を「社会的な富」へと不断に解消する「世界疎外」の原初的形態として記述している (HC: 251-257=458-465 ; Va: 322-329=332-339)。このように、近代以降の「財産」概念は、「世界とのつながりを保証する性質」(HC: 115=187) をもった近代以前の「財産」概念とは著しい対照をなすものとしてアーレントによって批判的に把握されていると言えるが、近代以降一体なぜ、そしていかにして「財産」はその「世界的意味を失うに至ったのか。「社会的な富」や、「財産収奪」として論述される近代的な「財産」概念の「世界疎外」的性格を明らかにし、それに対するアーレントの批判の含意を考察することが今後の課題である。

付記

本研究は JSPS 科研費 JP21K12861 の助成を受けたものである。

注

- 1) 本稿では煩雑さを避けるために、アーレントの著作を引用する際には略号を用い、各著作とその略号については文末の参考文献に記すことにする。なお本稿での議論は主として『人間の条件』『活動的生』に依拠した考察であり、同書の邦訳としては、牧野雅彦による英語版新訳書 (HC)、および

森一郎によるドイツ語版邦訳書 (Va) に依拠している。ただし牧野による英語版新訳書は、読みやすさを重視してか所々意識されており、アーレントの主張の含意が掴みにくい箇所もあるため、志水速雄による旧訳書も参照しつつ、筆者が英語版原著から訳出した箇所もある。

- 2) アーレントは、「労働所有」論でのロックの主要な関心が、「世界」の中で私的に「占有」された「場所」としての「私有財産」の安定的な確保にあり、「貨幣」を介した「富」の蓄積にあったわけではないことも把握している。そもそもロックが、伝統的な「労働」観や「財産」理解を斥けて、「財産」を「人間の肉体」の活動力に基礎づけようとしたのは、「個人が『共通のもの』から私的に所有する部分を『囲い込んで』いる安定した世界の境界線を明らかにする」ためだった (HC: 111=183)。それゆえ、「労働」や「財産」に関する伝統的な解釈を斥けたロックも、依然として近代以前の伝統的概念の範疇で思考していたと言える。つまり、彼が考えていた「私有財産」とは、「その源泉が何であるにせよ」、「富」の「占有」ではなく、「共通のものから囲い込んだもの」、すなわち、「世界の中に占められた場所 place in the world, 公的領域から私生活を隠し、保護すべき場所」(HC: 115=187) だったのである。

なお本項で考察したアーレントによるロックの「労働所有」論批判の妥当性についても、本稿では論じる用意がない。『統治二論』後篇第五章の「所有権について」第三一・三二節において、ロックは、労働を通じた土地所有を肯定しているが、それはあくまでも、その生産物が「腐敗する前に、自分の生活の便益のために利用しうる限りのもの」に限るという但し書きを付している。だが同章末尾近くの第五〇節では、「所有者の手中で腐ったり消滅したりしないために誰の権利をも侵害せずに貯蔵できる金属である金や銀を余剰生産物との交換を通して手にいれること」、つまり、「貨幣」を用いた余剰生産物の交換に暗黙の合意を与えてもいる (ロック [1690] 2010: 後篇第五章, 第三一, 三二, 四六, 五〇節)。ここから、「ロックが私有財産の不等性を容認したかどうか」という問題(加藤 2010: 609) が提出される。『統治二論』の訳者

である加藤節は、ロックの政治学に、政治社会における人間の「神学的義務」の遂行という「神学的パラダイム」が存在することを強調する(加藤 2010: 602-603)。そのうえで、「労働所有」論におけるロック最大の関心とは、「私有『財産』が、人間が神に対して負った自己保存の義務を果たすための不可欠な手段であることを立証すること」だったと指摘する。それゆえ、たとえばC・B・マクファースンが『所有的個人主義の政治理論』で、とくにロックの「貨幣」論に着目しつつ、その「労働所有」論が、私的所有の不等性を「道徳的に正当化する」企図のもとで構想された議論だとする批判を斥けている(加藤 2010: 609-610)。

- 3) アーレントの「法」概念については、毛利透による的確な整理を参照(毛利 2013)。ギリシア人が「法」を、「誰も踏み越えてはならない閉鎖的な境界」と解釈し、それを「立法者」の「制作」に委ねたことについて、アーレントはそこに「あらゆる制作に内在する暴力」の所在を指摘している (PP: 181=213, 186=217)。だが他方で、「活動」が、その本質からして「予測不能で不断に拡大し続ける関係性のシステム」として止めどなく拡散することを制限・抑止できるのは、「レクス」としての「法」ではなく、まさに「ノモス」としての「法」だということも理解していた (PP: 186-187=218)。毛利が指摘するように、アーレントは、政治体に恒常的な流動性をもたらす危険性を孕んだ予測不可能な特質をもつ「活動」と、政治体を安定させる制度的秩序としての「法」との間に生じる「緊張関係」を看取していたと言える。こうした「活動」と「法」の「緊張関係」を背景に、アーレントの思想において「法」は、「公的空間を『活動と言論が続いている瞬間』を超えて存続させる」ための枠組みとして要請される。彼女の関心は、「法」という「人為的な枠組み」を通して「公的領域を恒常的に確保」し、「そこに参加する敷居を人為的に低めることによって、異常な情熱をもつ者だけでなく、より多くの市民に『政治的活動を可能にする』こと」にある(毛利 2013: 107-108)。

- 4) 『人間の条件』第四章の表題は「仕事 work」だが、同章では、「仕事」とほぼ同義の用語として「制作 fabrication; production」が頻出する。本稿

では、暫定的にはあるが、「使用対象物」、「商品」、「芸術作品」といった自然環境と区別された特殊に人間的な「世界」を構成する「事物」や「対象物」だけでなく、「財産」や「法」といった「政治体」の構成要件にもなりうる広義の「人間の制作物 human artifice」を作る活動力として「仕事／制作」と併記しておく。

- 5) 本論で言及しなかったが、「仕事／制作」論の中盤、とりわけ第二二節では、「工作人」たちの「公的領域」と言うべき「交換市場」が考察され、そこでアーレントは、「交換市場」において「制作物」が「商品」として「変形 transformation」する点に着目している。「孤立した職人仕事 isolated craftsmanship から交換市場のための製造に移行する過程で、完成した最終生産物の品質は、完全にはないにしても、幾分か変質する」(HC: 163=283-284)。「工作人」の手になる「制作物」は、「交換市場」という「公的領域」で、「商品」へと「変形」することで、私的領域での使用という「手段性 instrumentality」の原理を超越し、「交換価値 exchangeable value」という、「限定的な永続性 limited permanence」(Klein 2014: 860)を帯びる。だが、「商品」がもつ「交換価値」は、「需要と供給という絶えず変動する評価」(HC: 166=287)でしかなく、「交換市場」は「事物そのものに『本来そなわっている』客観的な値打ち objective worth」(HC: 165=286)を評価できない。私的な「使用対象物」が獲得しえない「交換価値」という独自の特質をもつ「商品」としての「制作物」も、依然として、自らの手になる「制作物」を顕示し他者のそれと交換しようとする「工作人」の「主観的」な欲望の「手段性」に止まる「限定的な永続性」しかもちえないのである。
- 6) 「芸術作品」は「思考」の産物だが、この「思考の過程」それ自体は何物も作り出すことはなく、「思考」を「芸術作品」へと「変貌」させ「物化」するには、「自分自身の領分を越えて、無用の物、物質的な要求にも精神的な欲求にも、肉体的欲求にも知識欲にも関係のないもの」(HC: 171=293)を作り出そうとする芸術家、詩人、歴史編纂者、記念碑建設者、作家といった「最も優れた『工作人』」(HC: 173=297)の助力が不可欠であること

をアーレントは強調している。なお、一九六〇年の論考「文化の危機——その社会的・政治的意義」において、アーレントは、「仕事／制作」論末尾の「芸術作品」論を、さらに展開させている。そこでは、「世界の事物を絶えず気遣う判断力」(TCC: 221=303)であり、「文化の主要な活動様式 cultural activity」(TCC: 220=302)でもある「趣味〔判断〕 taste judgments」が主題的に論じられ、「趣味」とは「美的なものを真に人間化し、文化 culture を創造する政治的能力」(TCC: 221=304)として考察されている。

- 7) P・マルケルはその論考で、『人間の条件』という著作を構成する「建築=構造 architecture」における「仕事／制作」概念の重要性を強調している。なぜなら「仕事／制作」概念をめぐる一連の考察で、アーレントの主張の力点が、始めは「労働」と「仕事／制作」の区別から、最終的に「仕事／制作」と「活動」の関連性へと移行しており、この「仕事／制作」概念こそが、「労働」と「活動」という別の二つの概念の「結節点」をなしているからである。アーレントは、第一に「領域区分的 territorial」な解釈によって「労働」と「仕事／制作」を区別することで、「領域侵犯の脅威 threat of territorial transgression」に対応するとともに、第二に、「関係論的 relational」な解釈によって、「仕事／制作」と「活動」の関連性を強調することで、概念や現象のあいだの関係性を貧弱にする「還元主義の脅威 threat of reductionism」にも対応しようとしたのである (Markell 2011: 18)。彼は、その「関係論的」解釈という視座から、「芸術作品」論における「仕事／制作」という活動力をもつ驚くべき事物への「変形」能力に関するアーレントの興味深い一節に着目している。

……ちょうど交換が、欲望の赤裸々な貪欲さに形を与え、使用が欲求の必死な渴望に形を与えるように、思考は、感情と結びついて、その無言で不明瞭な憂鬱に形を与える。そして最後にそれらはすべて事物に変形され、物化されることで、世界のなかに入ることができるようになる they all are fit to enter the world and to be transformed into things, to become reified。こ

これらの場合のいずれにおいても、人間の能力はその本性からして外に向けて開かれており、自己の内部の牢獄に閉じ込められていた激烈な衝動を世界のなかへと解放放つのである。(HC: 168=290)

上記の論述でマルケルが着目するのは、「感覚」や「欲求」、「欲望」といった「自己の内部」に潜む「激烈な衝動」も、「仕事／制作」の「変形」能力の助力を得て、世界のなかへと解放されうると述べている点である。そもそもアーレントは「仕事／制作」論の冒頭で、「内的感覚は、事物として物化すること being reified ができない」、「快楽や苦痛、欲望と満足など、およそあらゆる肉体的感覚は、あまりに『私的』なもので、声に出すことも、外部の世界に表現することもできない」(HC: 141=258)と論じていた。当初の議論では、「物化」不能なものを見なされたこれらの私的な現象でさえも、「仕事／制作」論の末尾に至って、事物へと「変形」されて「世界のなかに入る」ことができる対象物として肯定的に捉え直されるのである (Markell 2011: 33)。

- 8) アーレントは、古代ギリシア人が、「立法者」も含めた「工作人」全般が有する「功利主義的心性 utilitarian mentality」および「俗物主義的精神 banausic spirit」に対して、強い軽蔑と恐怖感を抱いていたと述べている (TCC: 212=291)。たしかに、「世界を建設すること building a world」を本務とする「工作人」の「仕事／制作」の活動力がなければ、死すべき人間の「住家」である「世界」は建設されえない (HC: 152=270)。しかし、「世界」の建設を導いた「工作人」の思考には、意図された特定の「目的」に役立つ「手段」の適切な選択という「有用性 usefulness」の論理が潜在しており、この「有用性」の論理が、もしも作り出された「世界」そのものにも適用されるならば、「世界そのものが建設に用いた材料と同様に、たんなる手段となり、無価値に」になってしまう危険性があることを彼女は看取する (HC: 156=275-276)。つまるところ「世界」でさえも、それが「工作人」の手によって作り上げられるや否や、彼らはそれをすら「新たな目的を達成するために自由に選択

する手段の一つ choice of means」と見なし始めるのだ (HC: 154-155=273)。彼女が危険視するのは、「仕事／制作」の経験と「有用性」の論理が、人間の生と「世界」を導く「究極の基準」になったときに招来するあらゆる事物の「意味喪失」という事態なのである。

- 9) 「居住権」を中心とした「生活権」を破壊する諸力に抵抗する社会的実践の一例として、笹沼弘志は、社会的排除の極限であるホームレス問題を考察するうえで、ハイデガーおよびアーレントの議論を参照しつつ、ホームレスであることは、「世界の中の居場所を、人間としての条件を剥奪されること」だと指摘する。だがその一方で、ホームレスの人びとが、「生き延びるために公園にテントを建て、公園を耕し、作物を売り、もうひとつの出会いの空間を作り出している」点に、「世界」を創り替える可能性をも見出そうとする (笹沼 2008: 298)。ホームレスとは、「世界」を剥奪され、行政による追い立てや、ホームレスを恐れ忌み嫌う者による襲撃の脅威にさらされているという点で、人間としての条件を剥奪された存在であるが、それにもかかわらず、自らを排除する「世界」の中で生き延びるために、「新たに住まいを建て」、「常に住むこと、ホームというものの意味を問い直さざるをえない」存在でもある。「住むということは何かを考え、問い続ける」ホームレスの人びとは、じつは、彼らを恐れ不安視する市民との間に「いやがらせ、排除・襲撃とは別のかたちでの出会いの場」を創出する可能性を秘めた能動的な存在でもある (笹沼 2008: 296-97)。笹沼は、たえず「住むということ」を問い続けつつ「世界」の中に「住み家」を創り出そうとするホームレスの能動性に着目し、「わずかに残された公共施設や路上で、テントを建て、段ボールで囲い、住み家をつくり出し、追い立てと闘いながら、住むということを常に考えることを強いられているとき、彼らはこの世界を作り替える可能性を手にしている」ということを強調するのである (笹沼 2008: 298)。

参考文献

- Arendt, Hannah. [1958] 1998, *The Human Condition*, 2nd ed., University of Chicago Press. (=2023, 牧

- 野雅彦訳『人間の条件』講談社学術文庫。)【略号: HC】
- . [1960a] 2002, *Vita activa oder Vom tätigen Leben*, Piper. (=2015, 森一郎訳『活動的生』みすず書房。)【略号: Va】
- . [1960b] 2006, “What Is Freedom?,” in *Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*, Penguin Books, 142-169. (=1994, 引田隆也・斎藤純一訳「自由とは何か」『過去と未来の間』みすず書房。)【略号: WF】
- . [1960c] 2006, “The Crisis in Culture: Its Social and Political Significance,” in *Between Past and Future: Eight Exercises in Political Thought*, Penguin Books, 196-222. (=1994, 引田隆也・斎藤純一訳「文化の危機——その社会的・政治的意義」『過去と未来の間』みすず書房, 265-306.)【略号: TCC】
- . [1993] 2003, *Was ist Politik?: Fragmente aus dem Nachlaß*, hrsg. Von Ludz, U., Piper. (=2004, ウルズラ・ルツ編, 佐藤和夫訳『政治とは何か』岩波書店。)【略号: WP】
- . 2005, *The Promise of Politics*, edited and with an introduction by Kohn, J., Schocken Books. (=2008, ジェローム・コーン編, 高橋勇夫編訳『政治の約束』筑摩書房。)【略号: PP】
- Ballesteros, Alfonso. 2018, “Hannah Arendt: From Property to Capital...and Back?,” *Archiv für Rechts-und Sozialphilosophie*, Vol. 104, No. 2, 184-201.
- Canovan, Margaret. 1992, *Hannah Arendt: A Reinterpretation of Her Political Thought*, Cambridge University Press. (=2004, 寺島俊穂・伊藤洋典訳『アレント政治思想の再解釈』未来社。)
- Gill, Richard. 2006, “Hannah Arendt: Modern Worldlessness and New Beginnings,” *Southwest Philosophy Review*, Vol. 22, No. 2, 35-52.
- Ince, Onur Ulas. 2016, “Bringing the Economy Back In: Hannah Arendt, Karl Marx, and the Politics of Capitalism,” *Journal of Politics*, Vol. 78, No. 2, 411-426.
- Klein, Steven. 2014, “Fit to Enter the World’: Hannah Arendt on Politics, Economics, and the Welfare State,” *The American Political Science Review*, Vol. 108, No. 4, 856-869.
- Markell, Patchen. 2011, “Arendt’s Work: On the Architecture of *The Human Condition*,” *College Literature*, Vol. 38, No. 1, 15-44.
- 井上達郎. 2017, 「アレント思想における『私的領域』概念の存立意義——『私有財産』論に着目して——」『現代社会学理論研究』第十一号, 81-93.
- 金刺亮介. 1993, 「私有財産と私的領域——ハンナ・アレントの私有財産論——」『法哲学年報1992』有斐閣, 127-135.
- 加藤節. 2010, 「解説」『完訳 統治二論』岩波文庫, 595-619.
- 佐藤和夫. 2017, 『〈政治〉の危機とアレント——『人間の条件』と全体主義の時代』大月書店.
- 笹沼弘志. 2008, 『ホームレスと自立／排除——路上に〈幸福を夢見る権利〉はあるか』大月書店.
- 篠原雅武. 2011, 「アレントの思想における『権利をもつ権利』の検討」『社会思想史研究』第三十五号, 118-136.
- 高橋若木. 2013, 「プライベートな“現れ”——アレントを今読む意味」『理想』第六九〇号, 84-95.
- 牧野雅彦. 2023, 「訳者解題」『人間の条件』講談社学術文庫, 585-593.
- 毛利透. 2013, 「アレント理論における法」『理想』第六九〇号, 105-118.
- 森分大輔. 2007, 『ハンナ・アレント研究——〈始まり〉と社会契約』風行社.
- ロック, ジョン. [1690] 2010, 加藤節訳, 『完訳 統治二論』岩波文庫.

Private Property as “Worldly Home”: The Profoundness of the Concept of “Private Property” in Hannah Arendt’s Thought

KOMORI Tatsuroⁱ

Abstract : The purpose of this paper is to focus on Arendt’s theory of “private property” and to trace how she attempted to reconsider the concept of “property” under its own “worldly” phase. In so doing, I present the following three points as the theoretical background on which Arendt could analyze “property” under its own “worldly” phase. These three points are, firstly, the conceptual distinction between “property” and “wealth” that provides an argument for the criticizing of the modern concept of “property.” Secondly, a focusing on the conceptual linkage between the Greek concept of “law” and “property,” as exemplified by the ancient Greek “city-states.” And thirdly, a reflection on the features of “human artifice” in her theory of “work/fabrication.” For Arendt, on the one hand, “property” exists to provide the owner with a secured “privately owned place to hide in” sheltered from the public threat of being seen and heard by others in the “public realm.” And on the other hand, it exists as a “shield” that prevents invasion into the “public realm” by holding up the logic of the “necessity of life” and the accompanying “violent domination of the other” in the “private domain.” By redefining “property” in its “worldly” phase, she found its inherent significance as a “worldly home” that “transcends” human subjective “usefulness” and supports the stable existence of the “political community.” Through her “private property” theory, Arendt emphasizes the significance of belonging to a particular body politic by owning “property” and occupying a piece of “place.” These concerns about “property” were formulated in the course of the development of her thought from “*The Origin of Totalitarianism*” to “*The Human Condition*.” It was a very serious contemporary issue that she grasped while critically confronting such problems as the existential crisis of the body politic itself, which was exposed under the totalitarian regime, and the expropriation of each person’s private “place” of “property,” which has continued to grow under the capitalist structure even after the collapse of the totalitarian regime.

Keywords : Hannah Arendt, private property, world, work/fabrication, law, wealth

i Project Researcher, OIC Research Institute, Ritsumeikan University